

# 全国児童館連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、「全国児童館連絡協議会」(略称「全児連」、以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、全国の児童館連絡協議会が連携して児童館(放課後児童クラブ等を含む。以下同様。)活動の充実・発展を図り、もって児童の健全育成を推進することを目的とする。

(活動)

第3条 本会の目的を達成するために次の各号に該当する活動をおこなう。

- (1) 児童健全育成や児童館に関する意見、提言等の発信
- (2) 全国の児童館活動の向上のための情報共有や意見交換
- (3) 災害時等の相互扶助
- (4) 児童館推進を目的とした社会活動
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要な取り組み

(構成)

第4条 本会は、都道府県・指定都市の児童館連絡協議会(以下、「構成員」という。)をもって構成する。

(役員の種類及び定数)

第5条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。

(役員を選任等)

第6条 本会の役員は、原則として総会にて構成員の互選により決定する。

- 2 会長及び監事は、役員の互選により決定する。
- 3 副会長は、会長が指名する。

(役員職務)

第7条 会長は理事を代表して本会を総理するとともに、総会及び理事会(以下、「会議」という。)を招集し、その会議の議長にあたる。

- 2 副会長は会長を補佐する。また、会長の職務執行に支障がある場合は、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 理事は規約の定めるところにより職務を執行する。
- 4 監事は本会の活動の健全性を担保するために、業務監査並びに会計監査を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠によって就任した任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が決定するまでの間はなおその職務を行うものとする。

(総会)

第9条 総会は、定期総会と臨時総会の2種とする。

- 2 定期総会は原則として年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 総会において決議が必要となる場合は、出席者の過半数をもって決定する。

(理事会)

第10条 理事会は、定期理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 定期理事会は原則として年1回開催し、必要に応じて臨時理事会を開催することができる。
- 3 理事会において決議が必要となる場合は、理事の過半数を持って決定する。

(運営経費)

第11条 本会の運営に要する経費負担及び会計処理業務については、一般財団法人児童健全育成推進財団(以下「育成財団」という。)に委任する。

(事務局)

第12条 本会の事務局は育成財団内に置き、その庶務を所掌する。

- 2 事務局長は本会の理事を兼ねるものとする。

(規約の改廃)

第13条 この規約を改廃しようとするときは、総会において、全構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項はその都度会議で協議して決定する。

付則1 本会の設立当初の役員は、第6条の規定にかかわらず次のとおりとする。

**【全国児童館連絡協議会設立時の役員】**

会長	横山佐和子	(兵庫県児童館連絡協議会 会長)
副会長	欠戸郁子	(福井県児童館連絡協議会 会長)
副会長	敷村一元	(愛媛県児童館連絡協議会 会長)
理事	上川原千代枝	(岩手県児童館・放課後児童クラブ協議会 会長)
理事	齋藤勇介	(宮城県児童館・放課後児童クラブ連絡協議会 会長)
理事	貝原日出夫	(群馬県児童館連絡協議会 会長)
理事	野澤秀之	(一般財団法人 児童健全育成推進財団)
監事	古川勉	(栃木県児童館連絡協議会 会長)
監事	萩野政広	(宮崎県児童館連絡協議会 会長)

付則2 この規約は、令和元年(2019年)5月23日から施行する。